



## 保育所等入所保留者へのご案内

入所保留後の状況をお知らせいただくため、お手持ちの端末で右上の QR コードを  
読み取り、以下の 1～5 について入力フォームに回答してください。

### 1 希望園を変更せずに入所申込みを継続する場合

- (1) 今後、入所辞退者や退園者により、希望園の年齢クラス空きが発生した場合に、保育の必要性（入所調整点数）の高い方から順に、入所をご案内いたします。  
※希望園の空き状況によるため、入所月は未定となります。
- (2) 別途必要なお手続きはありません。（申込みの内容は、令和 8 年度中に限り、入所が決定するまで継続されます。）

### 2 希望園を変更・追加して入所申込みを継続する場合

- (1) 変更・追加した希望園について、年齢クラスに空きがある場合、保育の必要性（入所調整指数）の高い方から順に、入所をご案内いたします。  
※希望園の空き状況によるため、入所月は未定となります。
- (2) 希望園を変更・追加する場合、入力フォーム又は電話・窓口のいずれかの方法でお知らせください。

**※令和 8 年 4 月からの入所を希望する場合は、令和 8 年 2 月 20 日（金）までに希望園の変更・追加をしてください。**

### 3 育児休業期間を延長する場合

- (1) 保育所等入所保留通知書は、申込年度内に限って有効となります。
- (2) 育児休業期間の延長手続きには、同封の入所申込書の写しが必要です。
- (3) 育児休業の延長期間中（1 歳～1 歳 6 か月、1 歳 6 か月～2 歳）であっても、保育園等の空き状況によって、入所内定する場合があります。

### 4 申込内容（世帯の状況・就労等の状況）に変更がある場合

世帯状況や就労状況等に応じて、保育の必要性（入所調整点数）が変更となる可能性がありますので、入力フォーム又は電話・窓口のいずれかの方法でお知らせください。

### 5 申込を取り下げる場合

入所申込みを取下げの場合、「申込取下届」の提出が必要となりますので、入力フォーム又は電話・窓口のいずれかの方法でお知らせください。

児教育課幼児教育係（伊東市役所 5 階）  
電 話：0557-32-1951  
e-mail：youji@city.ito.shizuoka.jp